

水道料金に係る基本料金の減免について

水道メーターの口径が記載されています。
口径の大きさにより、基本料金が異なります。

お客様番号	検針番号
メーター口径 mm	メーター番号
住 所	
お客様氏名	
使用期間	請求日

「水道料金」及び「合計金額」欄は
基本料金減免後の金額が表示されます。

使用水量	検針員	m ³
前回水量	m ³ 前年同月	m ³
請求予定金額		
水道料金	円	円
下水道使用料等	円	円
内消費税等(10%)	円	円
合計金額	円	
通信欄		
クレジットカード払い手続き用		
お客様番号		
登録確認番号		

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
を活用し、水道基本料金を減免しています。

水道料金	円	円
下水道使用料等	円	円
内消費税等	円	円
合計金額	円	
口座振替日		
上記の金額を口座振替により領収いたしました。 ありがとうございました。		
前橋市水道局企業出納員 印		
このお知らせにより集金することはありません。		

1 目的

物価高騰対策の一環として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰等に伴う生活者及び事業者の経済的負担の軽減を図るため。

2 減免の概要

(1) 対象期間

令和8年6月検針分から同年9月検針分まで（4か月分）

検針月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	検針月	料金 請求月
偶数月 検針	定期検針 ↓		定期検針 ↓		定期検針 ↓		6月 8月	7月 9月
	基本料金免除		基本料金免除					
奇数月 検針		定期検針 ↓		定期検針 ↓		定期検針 ↓	7月 9月	8月 10月
	基本料金免除		基本料金免除					

※検針は2か月に1回行っているため、奇数月検針の方と偶数月検針の方がいる。

(2) 減免内容

水道料金の「基本料金」を全額免除

※従量料金は対象外

(3) 対象者

水道局と直接給水契約を結んでいる者（官公庁を除く）

(4) 手続き

申請不要（自動的に基本料金を免除）

3 減免となる基本料金

- ・前橋市水道事業給水条例第25条に定める料金のうち、各料金区分の基本料金を免除するもの
- ・一般家庭で主に使用されている水道メーターの1か月の基本料金、2か月分及び4か月分の減免金額は以下の表のとおり（税込）

水道メーター口径	基本料金（1か月）	減免金額（2か月）	減免金額（4か月）
13mm	1,067円	2,134円	4,268円
20mm	1,215円	2,430円	4,860円
25mm	1,254円	2,508円	5,016円

4 概算経費及び件数

(1) 概算経費

- ・基本料金減免による減収見込額：約7億8千万円
 - ・事務費：1千万円
- ※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

(2) 件数

約167,000件

5 市民・事業者への周知方法

- ・広報まえばし（令和8年6月号）
- ・市ホームページ
- ・使用水量等のお知らせへの案内文掲載